

12月3日～9日は障害者週間です

誰もが暮らしやすいまちにするために わたしたちにできること

近年、障がいのある人の生活を社会や地域で支えていこうという取り組みが始まっている一方、障がいに関する理解が十分でないことから、障がいのある人に対する差別や偏見が存在することも事実です。

障がいや、障がいのある人に対する理解を深めましょう。

障がいのある人は町内にどれくらいいる？

町内には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が約1600人暮らしています。

これは町の人口の約6%に相当します。(令和5年10月末時点)

このほかに、発達障がいや難病などにより、手帳を持っていないけれども何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している人がいます。

障がいのある人に対する差別とは

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指し、「障害者差別解消法」では、**不当な差別的取り扱いをすること、合理的配慮をしないことが差別だ**としており、令和3年の改正法により、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

不当な差別的取り扱いとは、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入会させてもらえない、アパートを貸してもらえない、車いすでは店に入れてもらえないことなどで、障がいのない人とは違う扱いを受けることにより、障がいのある人が不利に扱われることです。

合理的配慮をしないこととは、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人に分かりやすく説明しないことなどで、これらは、障がいのある人にはきちんと言葉を伝えて

障がいを理解し、一人ひとりに合ったサポートを

聴覚・言語障がいのある人

聴覚障がいのある人の会話には、手話、指文字、筆談、口話、読話や身振り手振り、図やイラストを使うなどの工夫をしましょう。

人によってコミュニケーション方法が異なるので、どのような方法が良いか、本人の意向を確認しましょう。



知的障がい・精神障がいのある人

同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりする人もいるため、簡単なメモを渡したり、図やイラストで伝えるなどの工夫をしましょう。



視覚障がいのある人

「あちら」「これ」などの指示語では、「どこか」「何か」が分かりません。

場所は「30cm右」「2歩前」、物は「〇〇くらい大きさ」など、具体的に説明しましょう。また、誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩前を歩きましょう。



車いすの人

段差や狭い通路で困っていたら、声を掛けて手伝いしましょう。

また、車いすの人と話をするときは立ったままだと威圧的な印象を受け取られてしまいます。できるだけ同じ目線で会話をするようにしましょう。



いないことになりません。

障がいの特性や程度、性別、年齢などにより求められることは一人ひとり違います。困っている様子を見かけたり、配慮を求められたときは、できる限り力になるように心掛けてみましょう。負担が大きくてできない場合は、相手にきちんと説明して分かってもらおうことが大切です。

できることから始めよう

障がいのある人が困っているとき、「どうしたらいいか分からない」「私にはできないかもしれない」とためらう場面があるかもしれませんが、専門的な知識や経験がなくても簡単な援助をすることはできます。

困っているかどうか判断できないときでも、勇気を出して「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてみてください。

障がいの程度はさまざまですが、サポートの方法も状況によってさまざまですが、一人ひとりの声に耳をかたむけ、「その人」を知ることが、差別をなくす第一歩となります。

障がいのある人と連携した取り組み(令和5年度)

～幕別町では当事者や関係機関と連携し、さまざまな取り組みを行っています～

障がい者 職場体験事業

一般就労に向け、職場体験の受け入れを行っています。今年度は役場内で1人、民間企業で1人の計2人(令和5年10月31日時点)の方を受け入れ、事務補助や洗車作業、商品の品出しなどを行いました。



農福連携

働き手が不足する農業者と、働き場所を求める福祉事業所が、農作物の生産から販売まで幅広く連携し取り組んでいます。また、昨年度に引き続き、農福マルシェを開催し、多くの方に来場していただきました。



中札内高等養護学校 幕別分校との連携

中札内高等養護学校幕別分校の授業の一環として、幕別町と連携し、町内の公共施設駐車場のライン引きや役場周辺の環境整備、町道のごみ拾いなどを実施しました。



障がいに関することなんでも相談してください

相談支援事業所は事業者としてのネットワークを生かし、障害者相談員の方は豊富な経験から、障がいのある人やその家族のさまざまな相談に応じています。不安や悩みなどを気軽に相談してください。

障がいのある人への虐待に気付いた人は、町の担当窓口に通報することが義務付けられています。虐待に気付いたら、すぐに連絡してください。

☎福祉課障がい福祉係 ☎54-6612

▶町内の相談支援事業所

事業所名	電話番号
ひまわりの家	☎66-4509
ミラータイム	☎66-4681
ひかり	☎67-1733
タッチあいあい	☎56-2452
笑心。	☎66-4741
幕別あすなる会	☎56-8901
基幹相談支援センター(福祉課障がい福祉係内)	☎54-6612

▶身体障害者相談員 佐藤 文子 ☎56-3635
▶知的障害者相談員 佐藤 恵子 ☎54-3077

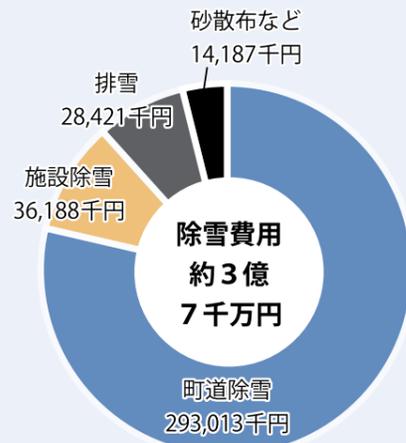
幕別町の除雪費用

(令和4年度決算)

¥ 町民1人当たり
約14,000円の負担

※ 令和4年度は幕別166cm、忠類215cmの降雪があり、幕別一斉除雪5回、忠類一斉除雪8回、郊外除雪5回、郊外吹込除雪19回、拡幅除雪5回、排雪11回、砂散布19回を行いました。

※ 除雪回数などにより、毎年の除雪費用は変動します。



幕別町ホームページ
除雪情報



町HPで除雪車の
出勤情報などを発信
しています。

なぜ「かき分け除雪」なの？

限られた時間、限られた除雪車、限られた予算では、物理的に「かき分け除雪」で精一杯です。間口に雪を置いていくことになりませんが、みなさんの協力をお願いします。

1 長い除雪延長

幕別町が一晩で行う除雪の延長は車道のみで650km。これは直線距離で幕別町から新潟県まで行ける距離です。

朝7時まで
45台



2 限られた時間

通勤・通学時間帯の渋滞を避けるため、除雪作業は深夜からはじめて朝7時頃までに終わらせることを目標としています。

3 限られた除雪車

町が委託している町道の除雪事業者13者が、除雪車45台（除雪ドーザ31台、除雪トラック14台）で幕別、札内、忠類の市街地や郊外などの車道をブロックごとに除雪しています。

4 限られた予算

毎年かかる町道の除雪費用は約3億円ですが、ここ数年は労務単価や燃料費の高騰などで増加傾向となっています。排雪は、通常の除雪に比べ、多額の費用や日数がかかるため危険な箇所や幹線道路などに限定して行っています。

公園（街区公園）に雪を捨てることができます。
ただし、重機など **機械での雪入れ** は次の理由で **禁止** しています！

- 雪山で遊んでいる子どもたちが危険です。
- 公園内に石が入り、町内会の草刈りなどに支障が出ます。
- 柵や遊具が損傷する恐れがあります。
- 大量の雪を入れると雪解けが遅延します。



岡土木課公園整備係 ☎54-6622

▲公園の柵の被害状況

除雪に関する問い合わせ先

【幕別・札内地区】

- ▶ 町道：土木課管理係 ☎54-6622
- ▶ 道道：十勝総合振興局帯広建設管理部 ☎27-8727
- ▶ 国道：帯広開発建設部帯広道路事務所 ☎25-1250

【忠類地区】

- ▶ 町道：忠類総合支所経済建設課建設管理係 ☎8-2111
- ▶ 道道：十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所 ☎6-3141
※ 道道幕別大樹線（駒島市街～旧忠類町界）、道道駒島更別線（駒島市街～更別村界）は十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所に問い合わせください。
- ▶ 国道：帯広開発建設部広尾道路事務所 ☎2-3148

除雪をスムーズに進めるために

みなさんが利用する道路や公共施設を少しでも早く除雪するため、町や民間の除雪車で除雪体制を整えています。除雪作業を素早く安全に行うために、「冬のくらしルール」を守るなど協力をお願いします。

道路に雪を出さない

道路幅が狭くなり渋滞や事故の原因になるほか、除雪作業の遅れや排雪の量が多くなるなど、必要以上に除雪費用がかかります。



路上駐車をしない

除雪作業が遅れるだけでなく、除雪ができない場合や救急車両の妨げにもなりますので、絶対にやめてください。

駐車禁止



屋根の雪は自分で処理する

屋根の雪が道路に落ちると通行に支障が出るほか、歩行者にも危険なので、各家庭で屋根の雪の処理をお願いします。



その他のルール

道路付近の雪山で遊ばない。玄関前や車庫前の雪は自分で除雪する。除雪車に注意する。など

冬のくらしルール

自宅などの雪を道路に捨てる行為は違反です

道路交通法第76条第4項第7号、施行細則第19条 交通の妨害になるようにどろ土、雪、ごみ、ガラス片等をまき又は捨てる行為をしてはならない。
(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
道路法第43条第2項
土石、竹木等の物件を堆積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす行為をしてはならない。
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

除雪車に声をかけない、近付かない

除雪車を止めて声をかけると作業が遅れて他の地域に迷惑がかかります。また、除雪作業中は危険なので近付かないでください。



深夜、早朝の除雪に理解を

交通量が少ない深夜、早朝に除雪する場合がありますので、ご理解をお願いします。

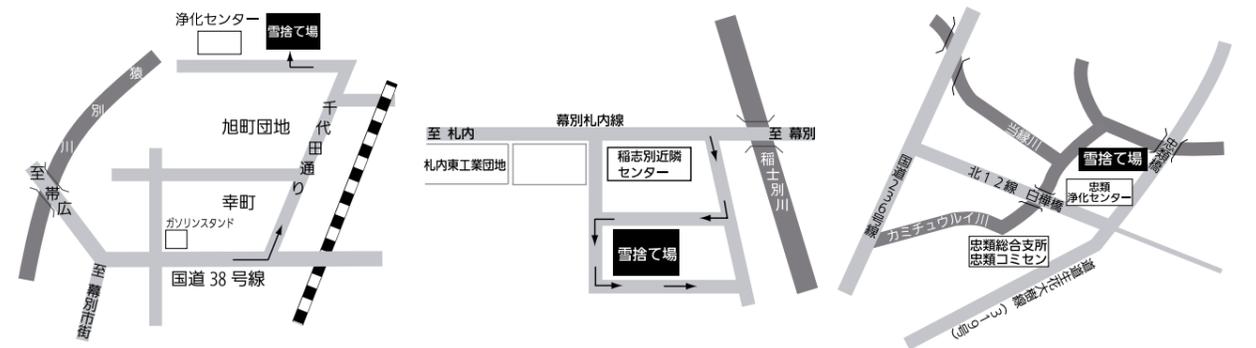


雪捨て場のご案内

【幕別地区】幕別町浄化センター東側

【札内地区】稲志別近隣センター南側

【忠類地区】忠類浄化センター北側



幕別町立学校教育職員の 時間外在校等時間を公表します

幕別町教育委員会では「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン(第2期)」を策定し、学校現場の働き方改革を推進しています。教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を引いた「時間外在校等時間」を1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標に掲げています。

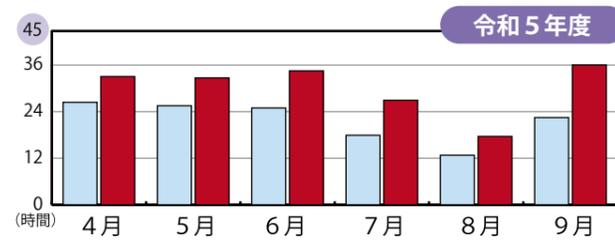
令和2年5月に各小中学校に出退勤管理システムを導入し、客観的な方法による勤務時間の計測・記録を行い、定期的に公表することで学校現場の実態を多くの方に理解していただきながら働き方改革を推進し、時間外在校等時間の縮減を目指します。

※公表はホームページでも行っています。

▶時間外在校等時間の状況(学校種別／上半期)

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均
小学校	26時間25分	25時間32分	24時間57分	17時間55分	12時間46分	22時間29分	21時間41分
中学校	33時間03分	32時間42分	34時間31分	26時間57分	17時間37分	36時間02分	30時間09分

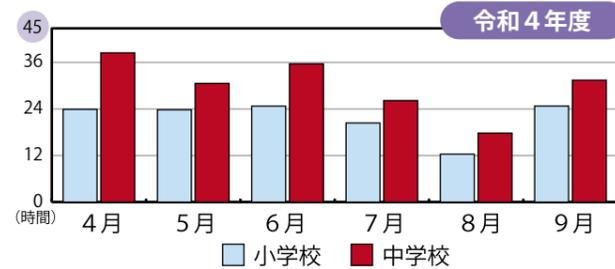
令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均
小学校	23時間54分	23時間47分	24時間45分	20時間24分	12時間21分	24時間46分	21時間40分
中学校	38時間28分	30時間36分	35時間37分	26時間10分	17時間47分	31時間26分	30時間01分



令和5年度上半期の小学校の時間外平均は21時間41分(前年比1分増)で、1カ月につき45時間を超えた教育職員はのべ84人(前年比7人増)、中学校の時間外平均は30時間09分(前年比8分増)で、1カ月につき45時間を超えた教育職員はのべ109人(前年比6人減)となりました。

今後も引き続き時間外の縮減に向けて取り組んでいきますので、学校現場における働き方改革についてご理解をお願いします。

※時間外在校等時間とは、在校等時間から所定の勤務時間(7時間45分)を引いた時間です。



☎教育委員会学校教育課総務係(☎54-2006)

長期休業期間中の学校閉庁日

広報8月号においてもお知らせしたとおり、教職員の健康増進と休暇取得促進を図るため、次のとおり幕別町立小・中学校を閉庁しますので、理解と協力をお願いします。☎教育委員会学校教育課総務係(☎54-2006)

- ▶期間 12月29日(金)～1月3日(水)
- ▶お願い この期間は、学校に教職員が不在となります。転出入の手続きや学校への相談・問い合わせなどはこの期間外にお願いします。原則、部活動も行いません。

緊急時の連絡先 12月29日(金)～1月3日(水) 幕別町役場(☎54-2111)

行政区内の除雪・排雪対策に 「協働のまちづくり支援事業」を 活用ください



☎・☎住民課住民活動支援係(☎54-6602)

「協働のまちづくり支援事業」では、町内会等助け合い活動支援事業として、次のとおり町内会やボランティア団体が行う各種事業に対し、交付金を交付しています。行政区内の除雪・排雪対策に活用ください。

事業の利用にあたっては、町内会長またはボランティア団体から申請書と必要書類の提出が必要となります。

(1) 雪かき支援

実施主体	町内会・ボランティア団体
交付対象	高齢者の一人暮らし世帯、高齢者世帯、単身障がい者世帯などの除雪支援
交付率	除雪1戸につき5,000円(定額)
留意事項	①町内会の住民自らが町内会の区域内において実施する除雪を対象とします。 ②除雪戸数は実戸数とします。

(2) 雪堆積場確保

実施主体	町内会
交付対象	市街地の空き地などへの雪捨て場確保に係る経費
交付率	1分の1(上限あり)
限度額	雪捨て場1カ所の面積 330平方メートル未満……………10,000円 330～660平方メートル未満…15,000円 660平方メートル以上……………20,000円
留意事項	①市街地内または市街地に隣接する私有地に設置する雪捨て場を対象とします。 ②4戸程度の住民が利用できる土地を選ぶこと。 ③対象とする経費は、土地の確保に係る額とします。 ④契約期間が満了した際は、清掃などを行い元の状態に戻すこと。

(3) 地域内除雪機械導入

実施主体	町内会・複数町内会
交付対象	除雪機械・小型融雪機械導入に係る経費 ※行政区内の通学路など歩行者安全確保のための除雪、近隣センター・忠類地区の町内会会館の除雪への使用を目的としたもの。
交付率	1分の1(上限あり)
限度額	250,000円
留意事項	①1町内会につき1台を限度とし、導入後10年以上使用すること。 ②導入した機械は、雪かき支援事業に使用することができます。

(4) 地域内排雪

実施主体	町内会
交付対象	行政区内の道路・交差点の安全確保のための排雪に係る経費
交付率	2分の1(上限あり)
限度額	1メートルにつき500円 交差点のみ排雪する場合は、3差路17,000円、4差路34,000円
留意事項	①市街地の排雪を対象とします。 ②同一路線または交差点の排雪に対する申請は、年度内1回を限度とします。 ③道路の排雪は、片側につき交差点を両端とする区間すべてを排雪した路線を対象とします。

低所得の世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行うため、給付金を支給します。

支給額 児童1人当たり一律5万円

ひとり親世帯

ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金をすでに受給している方は対象外

- ▶**対象者** 児童を養育するひとり親の方のうち、次の①から④のいずれかに該当する方
- ②から④に該当する場合は、令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育する方
- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者
(※①②の対象者にはすでに北海道から支給済みです。)
- ③公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方
- ④食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月1日以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶**申請方法** 申請者の世帯の状況によって、必要な申請書・添付書類が異なります。申請前に子ども課子ども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

▶**支給時期** 申請内容を確認後、北海道から指定口座に可能な限り速やかに支給します。

申請期限 令和6年2月29日(木)

☎子ども課子ども支援係(☎54-6621)

HP <https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2023-0510-1358-19.html>

ひとり親世帯以外の子育て世帯

ひとり親世帯分の給付金をすでに受給している方は対象外

- ▶**対象者** 次の①、②のいずれかに該当する方
- ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給者(※対象者にはすでに幕別町から支給済みです。)
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童(令和6年2月末までに生まれた新生児も対象)を養育する父母等で令和5年度住民税(均等割)が非課税(未申告の場合は対象外)の世帯または令和5年1月1日以降の収入が食費などの物価高騰の影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

▶**申請方法** 申請前に子ども課子ども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

※対象者のうち、児童手当(受給者が公務員の場合は申請必要)または特別児童扶養手当を受給していて、令和5年度の住民税(均等割)が非課税の方は申請不要で受給できます。

▶**支給時期** 申請内容を確認後、幕別町から指定口座に可能な限り速やかに支給します。申請不要の対象者には随時支給します。

申請期限 令和6年2月29日(木)

※新生児の場合は3月15日(金)

町ホームページ



言葉を通して知るアイヌ文化 9

文・写真:阪口 諒(さかぐち りょう)
☎生涯学習課 学芸員(☎54-2006)

サロルンカムイ(タンチョウ)

タンチョウはアイヌ語でサロルンカムイと言います。サロルンカムイはサラ(葦原、オロ(の)ところ)ウン(に)いる)カムイ(神様)で、「葦原にいる神様」という意味です。この呼び名はタンチョウの暮らす場所に由来しています。猿別(川)の由来であるサラ・ペツ(葦原・川)にもサラという言葉が入っています。十勝では毎年、「十勝川サロルンカムイ」という催しが開かれています。サロルンカムイとは、サロルンカムイをモチーフにしたリムセ(踊り)です。帯広では、2人1組になって親鳥と子鳥に扮して踊りますが、親鳥がひなを育て、そのひなが成長する様子を踊りにしたものと伝えられています。この踊りは、カムイに関係した儀式のときには踊ってはいけないと言われていましたが、それはツルとクマの仲が悪いからだといいますが、こんなお話もあります。

ある時、十勝のケネという村のおじさんが狩りに行ったところ、悪いクマに殺されてしまいました。村人は仇を打つためそのクマを追いましたが、林の中に隠れてしまいました。その時、木の上にツルの夫婦がいて、子どもを育てていました。ツルは無断でやってきたクマをくちばしで散々つついて倒してしまいました。くちばしが曲がるほど激しくつついたので、その地をエトウ・レウケ・ニタチ(くちばし・湿地)と呼ぶようになったということです。



第10期忠類地域住民会議委員を公募します

幕別町まちづくり町民参加条例に基づき、忠類地域住民会議委員を公募します。

▶審議事項と主な役割

町長の諮問に応じて調査・審議するほか、諮問によらない事項に関しても、町長に意見を述べるができます。

▶公募の条件

- 18歳以上で幕別町忠類に住所がある方
 - 2つ以上の附属機関の委嘱を受けていない方
- ※附属機関とは、執行機関の事務に関して審査、審議、調査を行うために設ける審議会や協議会などをいいます。

▶**任期** 令和6年2月6日～令和8年2月5日(2年間)

▶**公募委員数** 5人

▶申し込み方法

幕別町附属機関委員申込書を持参するか、郵送またはFAXで提出してください。申込書は忠類総合支所地域振興課に備え付けのほか、町ホームページにも掲載しています。

▶**受付期限** 12月22日(金)

▶**委嘱について** 選考終了後、文書により通知します。

☎・問 忠類総合支所地域振興課地域振興係(☎8-2111 ☎8-3131) ☎089-1707 幕別町忠類錦町439番地1

水道料金負担軽減対策支援事業

事業者を含めた幕別町との水道契約者を対象に、水道料金のうち基本料金を6カ月間無料とします。(手続きは不要です。)使用量に応じた水量料金は対象外です。

▶期間および対象料金

令和5年9月検針分料金から令和6年2月検針分料金のうち基本料金6カ月分

▶対象者

対象期間に町の水道または簡易水道を契約している方(公的な施設を除く。)

▶その他

- ①幕別町以外の水道事業者などから給水を受けている方や地下水のみを使用している方には、町の基本料金相当額を助成します。申請時期は令和6年2月～3月を予定しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。
- ②検針票は基本料金を含んだ金額の表示となりますが、納付書に記載する請求額は基本料金を除いた額となります。

☎水道課庶務係(☎54-6624)

有料広告



保険のことならなんでもご相談ください。
自動車保険、生命保険、医療保険等

ウイズT&C株式会社

札幌桜町136番地30-4 ☎0155-28-7700

保険のウイズと一緒に働きませんか？
保険の仕事に興味のある方募集中です。



驚愕の一扫処分・最終章

お陰様の創業100年記念 業務形態変更・改装
90%70%50%割引～100円 無償提供品も用意！
洋品衣料、着物と帯、小物全般、バッグ・財布etc
更にまくPay払いで最大プラス50%還元があります

12/4[月]～15[金]
10:00～18:00pm

